

# 地域で環境にやさしい農業に取り組む皆さまへ ～平成27年度から支援する内容のご案内～ (環境保全型農業直接支払交付金)

〔予算編成過程における調整等により、今後変更があります〕

みんなで環境にやさしい農業をやってみよう！



営農活動を通じて地域内の生物を守りましょう！

詳しくは最寄りの地方農政局・地域センターへお問い合わせください。

地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 農政推進課	011-642-5473	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-224-4511
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0067	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9591
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313	農林水産省生産局農産部農業環境対策課		03-6744-0499

## 支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで取り組む、以下の**営農活動に支援**します。

※交付単価は26年度の単価

**緑肥の作付け**  
(8,000円/10a)

**有機農業**  
(8,000円/10a) ※一部作物は3,000円/10a

**堆肥の施用**  
(4,400円/10a)

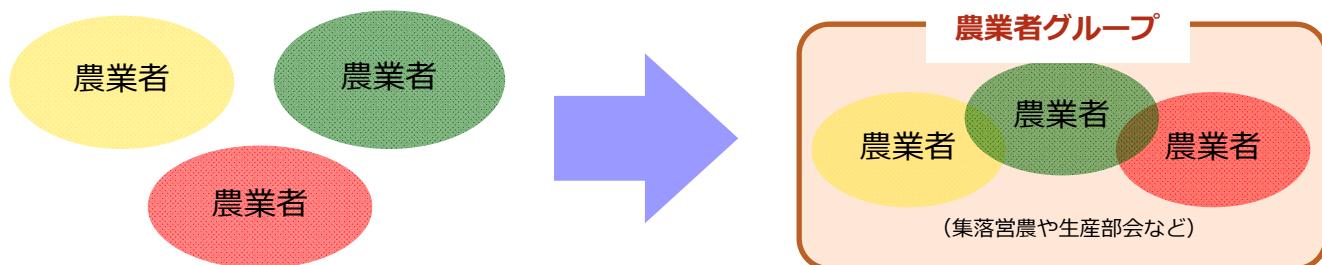
**地域特認取組**  
(8,000~3,000円/10a)

(注)地域特認取組は、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。  
対象となる地域特認取組については都道府県、市町村にお問い合わせください。

### 26年度からの変更点①

## 法律に基づく制度となり、グループでの申請になります！

- 多面的機能発揮促進法に基づき、農業者グループでの申請が基本になります。（※個人の農業者も一定の条件を満たし市町村が認める場合は申請は可能です）



### 26年度からの変更点②

## 支援を充実・申請書類を簡素化します！

- 「エコファーマーの認定を受けている方」のほか、「都道府県の特別栽培農産物認証等の認証を取得している方」も対象になります！

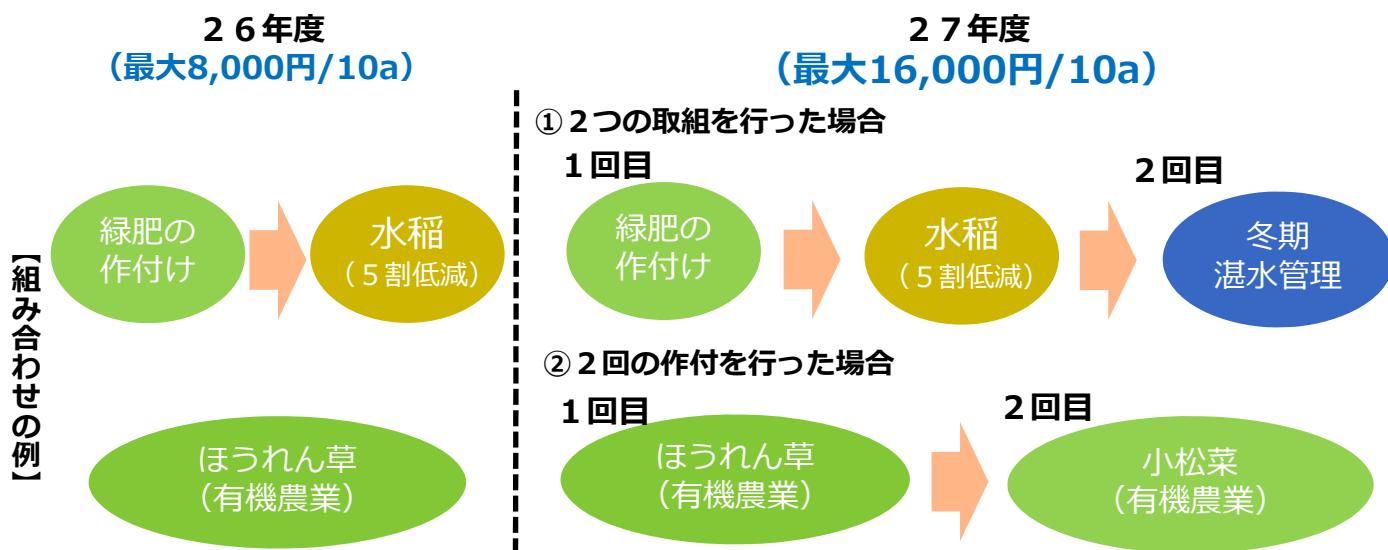
- 農業者の皆さんの申請・支払時の手続きが簡単になります！

- ・生産記録の提出が特別栽培農産物認証等への提出書類でも可能となります。
- ・申請様式をチェック方式の記載に変更します。

- 複数の取組を行った場合にも支援します！（予定）

1つの圃場で取組時期が異なる複数の活動を行った場合も支援を行います（2取組まで）。

※活動の組み合せや交付単価は調整中



# 農業者グループが行う申請手続き等（予定）

## 申請の準備

①環境保全型農業に関心がある農業者等で集まって農業者グループを作ります。

※規約を作成して構成員名簿、推進活動の実施、交付金の使いみちの決定方法を定める必要があります。

②グループの構成員が取り組む営農活動（緑肥の作付けなど）や地域で環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動）を決めてください。

## 申請の手続き

### ① 5年間の事業計画と営農活動計画書（仮） 初年度のみ

・グループの構成員が取り組む営農活動の合計面積やグループとして取り組む推進活動（勉強会の開催等）の計画を記載します。（夏頃までを目途）

### ② 交付申請書 毎年度 ※提出時期は市町村で異なります。

・交付金の交付を受けるために、グループが交付を受ける予定の金額を記載します。

支援対象となる営農活動を行います。  
(緑肥の作付け、堆肥の施用、有機農業等)

### ③ 実施状況報告（取組終了から1ヶ月間もしくは1月末までを目途）

・グループの構成員ごとに取り組んだ面積やグループとして取り組んだ推進活動を記載して、必要書類（生産記録等）をまとめて提出します。

※27年度中（28年3月末まで）に取組が終わる予定のものも提出してください。

### ④ 実績報告書

・交付金の使いみちを記載します。

※交付金の使いみちは、グループの規約に基づいて決定してください。

都道府県や市町村が取組内容を確認後、  
**3月末までに交付金が支払われます。**

### ⑤ 年間営農活動実績報告書（仮）（翌年度に提出）

・実施状況報告からの変更内容を記載して提出します。

市町村の担当窓口に提出します

## お知らせ

# 27年度から環境保全型農業直接支払交付金が、法律に基づいた制度となります。

- 多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払は、平成27年4月に施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて実施されます。
- これに伴い、環境保全型農業直接支払交付金は、平成27年度から法律に基づく安定的な制度になり、産業政策と両輪をなす「地域施策」として、地域内の農業者が共同・連携して取り組む活動に着目して支援を行っていきます。



「環境にやさしい農業」に集落や生産者グループで一体的に取り組むことで、  
①生物多様性の保全や水質の改善効果など地域環境の改善・向上  
②共同・連携して取り組むことで、環境にやさしい農業に取り組む農業者の増加  
③話し合いの場が増え、営農技術の向上  
④農作業体験や田んぼの生き物調査を開催することで、消費者や地域住民と交流する機会の創出

などのメリットを考えています。

## ～環境保全型農業直接支払交付金Q & A～

### Q1 どんな農業者グループが対象になるのでしょうか。

対象となるグループは、「多面的機能支払や中山間地域等直接支払の対象となる活動組織等」、「集落営農」、「農協の生産者部会」、「環境保全型農業を推進する任意グループ」など、地域の実情に応じた多様な形態の団体が対象になります。

※農業者2戸以上で構成してください。環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者だけでなく、それ以外の農業者を含むことも可能です。また、農業者以外の者を含めることも可能です。

### Q2 環境保全型農業の取組を広げる活動(推進活動)とはどのような活動ですか。

農業者グループで環境保全型農業についての勉強会を開催したり、環境保全型農業の技術情報を配布するなど、「農業者の技術向上につながる活動」や消費者との意見交換会を開催したり、生き物調査を実施したりといった「環境保全型農業の理解増進につながる活動」を行ってください。

### Q3 交付金はどのように使えますか。

支払われた交付金は、農業者グループの構成員への配分のほか、農業者グループとして実施する環境保全型農業の取組を広げようとする活動やグループの事務を担当する者の手当等に使うことができます。